

平成28年度  
第1回

# 今金町地域交通協議会

(今金町地域公共交通確保維持改善協議会)

## 議案

日時：平成28年6月9日(木)  
13時30分～  
場所：今金町役場 2階会議室

# 次 第

## 1. 委嘱状交付

2. 挨拶 今金町地域公共交通確保維持改善協議会長 外崎 秀人

## 3. 報 告

報告第1号 協議会委員の追加と変更について 資料①

報告第2号 ユニバーサルデザインタクシーの導入について 資料②

報告第3号 今金町高齢者交通料金助成事業について 資料③

## 4. 議 事

議案第1号 地域内フィーダー系統確保維持計画の認定申請について 資料④  
(今金町デマンドバスの運行について)

議案第2号 今後の日程について 資料⑤

## 5. そ の 他

# 今金町地域公共交通確保維持改善協議会 委員名簿 (H28.6.9現在)

任期 平成27年6月4日～平成29年3月31日

NO	役職	委員名	所属
1	会長	外 崎 秀 人	今金町長
2	委員	杉 澤 武 則	国土交通省北海道運輸局函館運輸支局 (平成28年6月9日変更承認予定)
3	委員	水 島 敦	北海道檜山振興局
4	監事	藤 川 治 喜	自治会町内会連合会
5	委員	岸 本 義 仁	今金町老人クラブ連合会
6	監事	加 藤 秀 明	今金町民生委員児童委員協議会
7	委員	上 野 義 則	金原連合自治会
8	委員	鈴 木 一 雄	豊田連合自治会
9	委員	水 野 美 江	金原婦人会
10	副会長	辻 紀 英	今金町社会福祉協議会
11	委員	西 川 達 也	函館バス株式会社
12	委員	松 本 年 弘	有限会社東ハイヤー
13	委員	滝野澤 洋	函館地区交通運輸産業労働組合協議会 (平成28年6月9日新規委嘱予定)

## 事務局

寺 崎 康 史 山 田 哲 也 佐 藤 創 植 村 亜 耶	町まちづくり推進課長 同課長補佐 同係長 同 係
--	-----------------------------------

## 庁舎内ワーキング委員会

保健福祉課・教育委員会事務局・国保病院・総合戦略室

## 協議会委員の追加について

規約第4条第1項により、平成29年度より新規路線として「田代・稲穂地区線」が本運行し、料金を設定することから事業者の労働組合からの代表者を委員として追加する必要がある。事業者で唯一労働組合がある函館バス株式会社より下記の者を委員として追加する。

(追加する委員)

- 函館地区交通運輸産業労働組合協議会 滝野澤 洋

## 協議会委員の変更について

規約第4条第3項により、委員のうち行政機関等の職員については、その職にある期間となっていることから、異動により下記の委員が変更となる。

○ (旧) 国土交通省北海道運輸局函館運輸支局 中山 俊 彰

↓ 変 更

○ (新) 国土交通省北海道運輸局函館運輸支局 杉 澤 武 則

平成28年 6月 9日

会長 外 崎 秀 人

## 今金町地域公共交通確保維持改善協議会規約

### (目的)

第1条 今金町地域公共交通確保維持改善協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第17条第2項の規定に基づき、地域内フィーダー系統確保維持計画の作成に関する協議及び今金町地域における公共交通の確保維持改善及びバス交通のあり方を協議し、企画し、実行することを目的とする。

### (事務所)

第2条 協議会の事務所は、北海道瀬棚郡今金町字今金48番地の1今金町役場内に置く。

### (事業)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 公共交通の確保維持改善の協議に関する事
- (2) 町内バス交通のあり方に関する事
- (3) 地域内フィーダー系統確保維持計画の策定及び変更の協議に関する事
- (4) 確保維持計画の実施に係る連絡調整に関する事
- (5) 確保維持計画に位置づけられた事業の実施に関する事
- (6) 前各号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要な事

### (組織)

第4条 協議会は次に掲げる委員で組織する。

- (1) 今金町長
  - (2) 国土交通省北海道運輸局函館運輸支局長が指名する者
  - (3) 北海道檜山振興局長が指名する者
  - (4) 町内に事業所を有する一般乗合旅客自動車運送業者
  - (5) 町内に事業所を有する一般乗用旅客自動車運送業者
  - (6) 住民又は利用者の代表
  - (7) 今金町長が指名する者及び今金町職員
  - (8) そのほか協議会が必要と認める者
- 2 前項の委員の任期は2年とする。ただし、欠員により新たに委員になった者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員のうち行政機関等の職員については、その職にある期間とする。
- 4 委員は無報酬とする。

### (役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
  - (2) 副会長 1名
  - (3) 監事 2名
- 2 会長、副会長及び監事は相互に兼ねることはできない。

### (会長)

第6条 会長は、今金町長をもって充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

(副会長)

第7条 副会長は会長が指名する者をもって充てる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときは会長の職務を代理する。

(監査委員)

第8条 監事は会長が指名する者をもって充てる。

2 監事は、協議会の会計監査を行う。

3 監査は、会計監査の結果を協議会の会議において報告する。

(会議の運営等)

第9条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員は、都合により会議を欠席する場合は、代理の者を出席させることができるとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

4 協議会の議決方法は、会議出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障を生じると認められる協議については、非公開とすることができる。

6 協議会は、委員のほか、必要に応じて、資料の提出、会議への出席又は助言等を求めることができる。

7 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第10条 委員は協議会で決議された事項について、その結果を尊重しなければならない。

(幹事会の設置)

第11条 協議会は、計画の実施等にあたり、幹事会を設置することができる。

2 幹事会の名称、構成員、運営そのほか必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第12条 協議会の運営に関する事務を行うため、今金町まちづくり推進課内に事務局を置く。

2 事務局には、事務局長を置き、まちづくり推進課長をもって充てる。

3 事務局員は、会長の指名する今金町職員をもって充てる。

4 前項に定めるもののほか、協議会の運営そのほかの事務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(財務に関する事項)

第13条 協議会の予算編成、現金の出納そのほか財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第14条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であったものがこれを決算する。

(委任)

第15条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、平成25年4月26日から施行する。

\*\*\*ユニバーサルデザインタクシーの導入について\*\*\*

H24から今金町の地域交通の見直し

デマンドバスの導入開始



UDタクシーの導入検討

デマンドバスの運行事業者である東ハイヤーにおいて、H26から3カ年計画でUDタクシーの導入を検討（バリアフリー化設備等整備事業による国庫補助を活用）



地域交通協議会からの支援

UDタクシーの導入がデマンドバス利用者及び町民にとって利便性の向上に資することから、国庫補助活用のほか、当協議会における支援を決定（H26～H28予定）





# 生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）

平成28年6月2日

今金町地域交通確保維持改善協議会

会長 外崎 秀人

## 1. 生活交通改善事業計画の名称

福祉タクシー車両導入事業計画

## 2. バリアフリー化設備等整備事業の目的・必要性

高齢化社会の進展や障害者の社会参加への推進が求められている昨今、ドア・ツー・ドアの運送を行うことのできるタクシー事業の必要性や存在意義が増していく中でより一層の体制の整備が課題とされている。

また、今後、運行を予定している町内のフィーダー系統のデマンドバスにおいても、主に高齢者等の利用が見込まれ、利用者にとって利用しやすい車両の整備が必要である。

それらの課題解決に向けて地域内に福祉タクシー車両を配備し一般乗用旅客運送事業の充実を図るものとする。

## 3. バリアフリー化設備等整備事業の定量的な目標及び効果

### (1) 事業の目標

現在町内にはタクシー事業者1社で小型タクシー5台が運行されているが、昨今高齢化の進展による身体障害、とりわけ車椅子利用者が増加していることから、年次計画により、1年で1台ずつ、3年間にわたり、小型タクシーをユニバーサルデザインタクシー車両に代替することで、利用者のより一層の利便を図るものとする。

### (2) 事業の効果

ユニバーサルデザインタクシー車両を導入することで高齢者を始め、車椅子利用者など障害者や介助者など誰もが安心して利用しやすい公共交通の実現が図られる。

## 4. バリアフリー化設備等整備事業の内容と当該事業を実施する事業者

### (1) 事業の内容：実施事業者（補助対象事業者）

ユニバーサルデザインタクシー車両の導入 1台 : 有限会社 東ハイヤー

(実施事業者(補助対象事業者)の身体・知的・精神の3区分における運賃割引率について)

身体・知的 各1割引 精神 設定なし

## 5. バリアフリー化設備等整備事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

平成28年度（当該年度）

事業の名称	総事業費 割合	国費 割合	都道府県負担 割合	市区町村負担 割合	事業者負担 割合
福祉タクシー 車両導入事業	2,679千円 100%	600千円 22.3%	千円 %	300千円 11.1%	1,779千円 66.4%
合計	2,679千円 100%	600千円 22.3%	千円 %	300千円 11.1%	1,779千円 66.4%

※総事業費については見込み額を記載

※列記の者以外に費用負担者がいる場合は、適宜修正の上、全体構成が分かるように記載。

## 6. 計画期間

事業の名称	平成28年度	平成 年度	平成 年度
	4月 9月 11月 3月	4月 9月 11月 3月	4月 9月 11月 3月
福祉タクシー車両 導入事業	8月1日着手 1台  9月30日完了		

## 7. 協議会の開催状況と主な議論

・平成26年3月18日（平成25年度）第4回今金町地域公共交通確保維持改善協議会

今金町では、生活交通ネットワーク計画に基づき、町内の一部地区においてフィーダー路線のデマンドバス運行を平成26年度から開始したところ。

デマンド運行は、町内唯一のタクシー事業者である東ハイヤーが事業主体となることから、デマンドバスの運行でも使用でき、高齢者や障がい者等の利便性向上が期待される福祉タクシー車両を導入することが提案され、承認された。

・平成26年7月29日 平成26年度第2回今金町地域公共交通確保維持改善協議会

本事業計画（平成26年度分）の提出について報告。協議会としての支援を確認。

・平成26年12月3日 平成26年度第3回今金町地域公共交通確保維持改善協議会

1台目の福祉タクシー車両の導入について報告。車椅子生活となりクラブ活動への参加を控えるようになっていた高齢者が、本車両の導入に伴い、再び活動への参加をされるようになったことなども報告され、平成27年度も引き続き本計画のとおり車両導入をしていただき、協議会としても支援することが確認された。

・平成27年3月17日 平成26年度第4回今金町地域公共交通確保維持改善協議会

平成27年度の本事業計画の提出。

・平成27年6月4日 平成27年度第1回今金町地域公共交通確保維持改善協議会

本事業計画提出の報告及び協議会としても車両導入支援を実施することを確認。

・平成27年12月4日 平成27年度第3回今金町地域公共交通確保維持改善協議会

2台目の車両導入について報告。1台目の導入について1次評価を実施し、当初の予定どおり平成28年度に3台目の導入を行っていくことを確認。事業者からは、平成28年度は、より利便性の高い福祉車両の選定についても検討していくことが報告された。

・平成28年3月17日 平成27年度第4回今金町地域公共交通確保維持改善協議会

平成28年度の本事業計画の提出。

## 8. 利用者等の意見の反映

・町民、利用者の代表である各町民団体や自治会の代表者が委員として協議会に出席、UDタクシーの必要性並びに導入について協議を実施。

## 9. 協議会メンバーの構成員

関係都道府県	・北海道檜山振興局地域政策部地域政策課長
関係市区町村	・今金町長
交通事業者・交通施設管理者等	・函館バス株式会社北檜山出張所長 ・有限会社東ハイヤー代表取締役
地方運輸局	・北海道運輸局函館運輸支局首席運輸企画専門官（輸送・監査担当）
その他協議会が必要と認める者	・今金町自治会町内会連合会代表者 ・今金町老人クラブ連合会代表者 ・今金町民生委員児童委員協議会代表者 ・金原婦人会代表者 ・金原連合自治会代表者、豊田連合自治会代表者 ・今金町社会福祉協議会事務局長

### 【本計画に関する担当者・連絡先】

(住所) 北海道瀬棚郡今金町字今金48-1  
(所属) 今金町まちづくり推進課企画政策グループ  
(氏名) 佐藤 創 (電話) 0137-82-0111  
(E-mail) imk-kikakushinko@town.imakane.lg.jp

## \*\*\*今金町高齢者交通料金助成事業のご案内\*\*\*

今金町では、65歳以上の町民の皆さまを対象とした交通料金助成事業を実施しております。

助成券の交付及び専用バスカードの購入を希望される方は、お手順をおかけしますが、役場まちづくり推進課まで申請の手続きにお越しくくださいますようお願いいたします。

### 【助成券とは】

国道230号線で函館バスが運行する幹線バス路線「瀬棚線」(長万部～せたな間)で利用できる「今金町高齢者交通料金助成専用バスカード」を半額購入するための「**今金町高齢者交通料金助成券**」を1年度につき1冊(5枚綴り)を交付します。

**助成券1枚と現金千円で2,000円(額面2,200円)のバスカードが1枚購入できます。**(バスカードは2,000円カードの1種類です。)

助成券を利用して購入できる専用バスカードは、5枚までです。

専用バスカードは、今金町役場まちづくり推進課で購入できます。

①役場で助成券を申請 ⇒ ②交付を受けた助成券1枚と現金千円で ⇒③バスカード1枚購入



+



### 【助成券の交付を受けるには】

■印鑑、本人の年齢が確認できる運転免許証・保険証・介護保険証等をお持ちの上、役場まちづくり推進課の窓口で申請してください。

※代理申請もできます。代理で来られる方ご自身の身分証明書と、対象となる方の印鑑と年齢確認ができるものをお持ちの上お越しくください。

※新たに平成28年度中に65歳になられる方は、誕生月の1日から申請できます。

### 【その他注意事項】

- 助成券で乗車料金は支払できません。
- 助成券とバスカードは、本人に限り有効です。譲渡・貸与・転売することはできません。
- 助成券とバスカードを紛失しても再発行はいたしません。
- 昨年度交付の助成券は使用できません。
- 手続きの締切と助成券の有効期限は、平成29年3月まで**です。
- 函館バスでは、平成29年3月～4月頃、バスカードに替わりICカードが導入される予定となっております。ただし、購入したバスカードはICカード導入後も当面の間(約2年間)は使用できる見通しです。

### 【お問い合わせ先】

役場まちづくり推進課企画政策グループ TEL 82-0111

今金町高齢者交通料金助成事業 実績一覧<負担金>

	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	
	助成券 申請者数	助成券 引換枚数 (=売上枚 数)	売上金 (協議会)	発売手数料 (協議会) @70×B	売上金 清算日	町負担金 (@1,000× B)	町負担金 払戻し分	町手数料 (@34.13× B)	町支払額 (F-G+H- D)	町負担金等 支払日	協議会 預かり分 カード 残枚数	備考 (協議会収入の発売手数料の うち、町負担金への充当分 =D-G)
平成27年4月	50	189	189,000	13,230	H27.5.1	189,000		6,450	182,220	H27.5.29	973	6,780
平成27年5月	25	98	98,000	6,860	H27.6.2	98,000		3,344	94,484	H27.6.25	875	3,516
平成27年6月	18	80	80,000	5,600	H27.7.2	80,000		2,730	77,130	H27.7.27	795	2,870
平成27年7月	14	59	59,000	4,130	H27.8.6	59,000		2,013	56,883	H27.8.28	736	2,117
平成27年8月	5	25	25,000	1,750	H27.9.3	25,000		853	24,103	H27.9.25	711	897
平成27年9月	9	49	49,000	3,430	H27.10.9	49,000		1,672	47,242	H27.10.26	662	1,758
平成27年10月	12	47	47,000	3,290	H27.11.4	47,000		1,604	45,314	H27.11.25	615	1,686
平成27年11月	14	75	75,000	5,250	H27.12.7	75,000		2,559	72,309	H27.12.25	540	2,691
平成27年12月	11	51	51,000	3,570	H28.1.13	51,000		1,740	49,170	H28.1.29	489	1,830
平成28年1月	2	12	12,000	840	H28.2.2	12,000	3,000	409	8,569	H28.2.25	477	431
平成28年2月	10	49	49,000	3,430	H28.3.7	49,000		1,672	47,242	H28.3.25	428	1,758
平成28年3月	20	94	94,000	6,580	H28.4.4	94,000		3,208	90,628	H28.4.8	334	3,372
平成27年度合計	190	828	828,000	57,960		828,000	3,000	28,254	795,294			29,706
平成28年4月	80	334	334,000	23,380	H28.5.9	334,000		11,399	322,019	H28.6.10	1000	11,981
平成28年5月	26	122	122,000	8,540	H28.6.2	122,000		4,163	117,623		878	4,377
平成28年度合計	106	456	456,000	31,920		456,000	0	15,562	439,642			16,358

※65歳以上の町民～平成28年4月1日現在：2,117人

地域内フィーダー系統確保維持計画の認定申請について  
(今金町デマンドバスの運行について)

平成29補助年度(平成28年10月1日～平成29年9月30日)

地域内フィーダー系系統確保維持計画の概要

---

**1 新規路線(田代・稲穂地区線)の本運行の開始**

平成27年9月及び平成28年2月に同地区への導入にあたり実証調査を行ったところであるが、その結果を受け平成28年10月1日より本運行を開始するものである。

- 路線及び時刻表 別紙のとおり
- 料 金 1回(片道)有料200円(他路線、実証調査時と同額)

**2 帰り5便(19:15)を全エリア1台で運行すること**

- 実績の少ない帰り5便を全エリア1台の運行とすることにより、待機する車両を少なくし、効率のよい運行とすることができる。
- 時刻表上の変更はないが、予約が重複した場合、乗車時間が長くなる。

**3 全路線の利用者数の10%増加を目標とすること**

- ニーズ把握による満足度の向上
- 潜在的な利用者層への利用促進のための普及啓発
- 多角的な視点から事業を実施

### 1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

・今金町の人口は6,186人（22年国勢調査）で内75歳以上の高齢者は、既に住民の5人に1人にあたる1,200人規模（2010年）に達し、今後さらに増えていくことが予想されます。これまでの自家用車中心の地域交通のままでは、今後、日常生活において不便になる世帯が増加しかねません。

このため、町は、これまでの函館バスによる長万部・せたな間の幹線運行、スクールバス、患者輸送（福祉）バスという公共交通について見直し、新しい地域交通の検討を平成24年度より始めました。

・平成25年度に八束・白石地区で実施した地域交通確保調査事業に基づき、現況調査及び住民ニーズ調査などの結果を踏まえた上で、従来の公共交通サービスであった、路線バス・患者輸送バス・スクールバスの運行を見直し、新たな公共交通システムをとして地域内フィーダー系統確保維持計画を作成し、町内交通不便地域の解消を図ってきており、当該地区については、スクールバス一般混乗の導入及び地域間幹線系統「瀬棚線（函館バス）」に接続するデマンドバスの導入を平成26年10月から実施しました。

・平成26年には金原・豊田地区、日進地区において実証調査運行を実施の上、同地区においても平成27年10月からデマンドバスを導入し、新たに田代・稲穂地区における実証調査運行を行いました。

・今回策定する計画では、持続的な公共交通として地域に定着させ、特に町南部（田代・稲穂地区）でのデマンドバス導入地域の拡大を図ることを目的とします。

### 2. 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果

#### （1）事業目標

予約バス「ルンるん号」のこれまでの利用者数 4,714人

本格運行している3路線（八束・白石地区線、金原・豊田地区線、日進地区線）の利用実績及び新たに本格運行する田代・稲穂地区線の実証調査運行時の利用者数を参考に年度換算人数を算出し、その10%増加を目標値とする。目標を達成するため、利用者アンケート調査及び住民説明会によるニーズ把握及び満足度の向上、潜在的な利用者層への利用促進のための普及啓発による利用者数の向上など多角的な視点から事業を実施し、高齢化による交通不便地区の解消を目指す。

○ 現状の年度換算人数 4,512人

○ 目標とする年度換算人数 4,963人

#### 【八束・白石地区】

八束・白石地区利用実績	月平均約240人(H26.10月～H28.3月 4,285人)
年度換算人数	2,880人

※平成26年10月以降の利用実績を参考

【金原・豊田地区】

金原・豊田地区利用実績	月平均約 65 人 (H27. 10 月～H28. 3 月 394 人)
年度換算人数	780 人

※平成 27 年 10 月以降の利用実績を参考

【日進地区】

日進地区実証調査利用実績	月平均約 6 人 (H27. 10～H28. 3 月 35 人)
年度換算人数	72 人

※平成 27 年 10 月以降の利用実績を参考

【田代・稲穂地区】

田代・稲穂地区実証調査利用実績	月平均約 65 人 (9 月 59 人、2 月 70 人)
年度換算人数	780 人

※実証調査運行時の利用者数を参考

(2) 事業の効果

- ①幹線バス（長万部～瀬棚線）のアクセスができ、利用促進が図られる。
- ②各地区と市街地間における移動手段が充実する。
- ③各地区と病院や商業施設等が結ばれることで日常生活に必要な社会基盤が維持される。
- ④地区内外問わず高齢者の社会参加が促進される。
- ⑤行政サービスの向上が図られる。
- ⑥高齢者の交通事故の減少が図られる。

3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

- ・地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 1」を添付

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

- ・地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 2」のとおり。

5. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

- ・有限会社 東ハイヤー

6. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定手法

- ・該当なし。

7. 別表 1 及び別表 3 の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要

- ・該当なし。



8. 別表1及び別表3の補助事業の基準に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

・該当なし。

9. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

・地域公共交通確保維持改善事業補助金交付要綱「表5」のとおり。

10. 車両の取得に係る目的・必要性

・該当なし。

11. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

・該当なし。

12. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額

・該当なし。

13. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）

・該当なし。

14. 協議会の開催状況と主な議論

- ・平成25年4月～平成27年6月  
前年度及び前々年度申請計画に記載のため省略
- ・平成27年7月10日 平成27年度第2回今金町地域公共交通確保維持改善協議会  
本計画の認定申請、実証調査の実施
- ・平成27年12月4日 平成27年度第3回今金町地域公共交通確保維持改善協議会  
UD車両の導入、デマンドバス運行状況、実証調査の実施概要及び冬季調査の実施等
- ・平成28年3月17日 平成27年度第4回今金町地域公共交通確保維持改善協議会  
デマンドバス運行状況、実証調査実施概要、幹線系統利用促進対策実施状況、  
次年度計画等
- ・平成28年6月9日 平成28年度第1回今金町地域公共交通確保維持改善協議会  
本計画の承認、年間計画の承認

## 15. 利用者等の意見の反映状況

・平成 24 年度に町独自で実施した今金町地域交通サービス導入調査において、各地区（13 地区）住民聞き取り調査、各地区代表及び民生委員等 30 名でのワークショップの開催を行い、地域住民の交通課題及びニーズの把握を行い、それをベースとした報告書を作成した。

・上記報告書をもとに平成 25 年度においては、八束・白石地区を実証調査エリアとして 9 月・2 月に実施。実施後のアンケートや聞き取りを行い、課題把握を行った。これらのデータをもとに協議会で検討を経て平成 26 年 10 月から八束・白石地区での運行を開始した。

・平成 26 年度は 9 月・2 月に金原・豊田地区、日進地区で実証調査運行を行い、実施前後に当該地区の民生委員にも協力をいただきながらアンケートや聞き取りを行うほか、八束・白石地区では日常的に利用者から運行事業者に届く声に基づき、運行事業者においても聞き取りを行っていただき、平成 27 年 4 月から運行時刻の変更などを行った。

・その後、協議会での検討を経て、平成 27 年 10 月からは金原・豊田地区、日進地区でも運行を開始し、日進地区においては、実証調査運行時と地区住民の状況が変わっていることなどを、地区の集会時等に聞き取りを行った。

また、平成 27 年度は 9 月・2 月に田代・稲穂地区で実証調査運行を行い、それぞれ実施前に利用見込者に対し説明や聞き取りを行うほか、2 月には当該地区住民を対象にアンケートを行った。

## 16. 協議会メンバーの構成

- |                                |   |
|--------------------------------|---|
| (1) 関係都道府県                     | ・北海道檜山振興局地域政策部地域政策課長  |
| (2) 関係市町村                      | ・今金町長   |
| (3) 関係交通事業者                    | ・函館バス（株）北檜山出張所長<br>・有限会社東ハイヤー代表取締役  |
| (4) 地方運輸局                      | ・北海道運輸局函館運輸支局首席運輸企画専門官（輸送・監査担当）   |
| (5) その他協議会が必要とする者（次の各団体からの代表者） | ・今金町自治会町内会連合会<br>・今金町老人クラブ連合会<br>・今金町民生委員児童委員協議会<br>・金原連合自治会<br>・豊田連合自治会<br>・金原婦人会<br>・今金町社会福祉協議会<br>・函館地区交通運輸産業労働組合協議会 |

### 【本計画に関する担当者・連絡先】

(住所) 北海道瀬棚郡今金町字今金 4 8 - 1  
(所属) 今金町まちづくり推進課企画政策グループ  
(氏名) 佐藤 創  
(電話) 0 1 3 7 - 8 2 - 0 1 1 1 (内線 1 3 7)  
(E-mail) imk-kikakushinko@town.imakane.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内ファイダー系統)

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業 に要する国庫 補助額 (千円)	国庫補助金内 定申請額 (千円)	再 編 特 例 措 置	地域内ファイダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			平成29年度
						乗合バス型/ デマンド型の別	基準口で 該当する要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 と接続確保策	
今金町	(有)東ハイヤー	(1)八束・白石地区線	1,750.0千円	3,427千円		①	瀬棚線と起点となるバス停が共有 であるとともに、乗り継ぎにも適し たダイヤを設定する。(今金停留 所)	③	
	(有)東ハイヤー	(2)金原・豊田地区線	1,054.5千円		①	瀬棚線と起点となるバス停が共有 であるとともに、乗り継ぎにも適し たダイヤを設定する。(今金停留 所)	③		
	(有)東ハイヤー	(3)日進地区線	837.0千円		①	瀬棚線と起点となるバス停が共有 であるとともに、乗り継ぎにも適し たダイヤを設定する。(今金停留 所)	③		
	(有)東ハイヤー	(4)田代・稲穂地区線	939.5千円		①	瀬棚線と起点となるバス停が共有 であるとともに、乗り継ぎにも適し たダイヤを設定する。(今金停留 所)	①		
合 計									

国庫補助 上限額 (千円)	3,427千円
---------------------	---------

国庫補助金内定申請額(千円)(合計と国庫補助上限額を比べて少ない額)	3,427千円
------------------------------------	---------

1. 「確保維持事業に要する国庫補助額(千円)」は表2における「補助対象系統の1/2」を小数点第1位(百円単位)まで記載する。
2. 「国庫補助額内定申請額(千円)」には、各運行予定者毎でまとめて表2における「国庫補助金内定申請額」を記載する。
3. 「再編特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内ファイダー系統に係る特例措置の適用を受ける場合のみ、「○」を記載する。
4. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内ファイダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークなどのように接続を確保するかについて記載する。
5. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統【デマンド型(区域)運行】用)

事業者名	(有)東ハイヤー	平成29年度
------	----------	--------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度の損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	538 千円	営業外収益	千円	経常収益(イ)	538 千円
	営業費用	3,861 千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ)	3,861 千円
	営業損益	△ 3,323 千円	営業外損益	千円	経常損益	△ 3,323 千円
補助対象期間の前々年度の保有車両数(ハ)	1 台	補助対象期間の前々年度の1台あたりサービス提供時間(ニ)	1,263.9 時間	経常収支率	13.93 %	

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の時間当たり経常費用 ロ÷ハ÷ニ=ホ	地域時間当たり標準経常費用 ヘ	時間当たり経常費用ホとへのいずれか少ない額 ト	時間当たり経常収益 イ÷ハ÷ニ=チ
北海道	3,054 円 .83 銭	2,732 円 .72 銭	2,732 円 .72 銭	425 円 .66 銭
	円 . 銭	円 . 銭	円 . 銭	円 . 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行回数	1回あたりサービス提供時間	リのうち補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間	リのうち同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間	補助ブロック外乗入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入れ部分以外のサービス提供時間の比率 (リ-(ヌ+ル))÷リ=ワ	計画サービス提供時間	
			発地	営業区域	着地							
北海道	1	八東・白石地区線	八東・白石地区	今金町	今金国保病院ほか	297 日	222.5 回	6.8 時間	0.0 時間	0.0 時間	100.000 %	1,517.3 時間
北海道	2	金原・豊田地区線	金原・豊田地区	今金町	今金国保病院ほか	297 日	115.0 回	7.9 時間	0.0 時間	0.0 時間	100.000 %	914.3 時間
北海道	3	日進地区線	日進地区	今金町	今金国保病院ほか	297 日	61.5 回	11.8 時間	0.0 時間	0.0 時間	100.000 %	725.7 時間
北海道	4	田代・稲穂地区線	田代・稲穂地区	今金町	今金国保病院ほか	297 日	115.0 回	7.0 時間	0.0 時間	0.0 時間	100.000 %	814.6 時間
						日	回	時間	時間	時間	%	時間
						日	回	時間	時間	時間	%	時間
合計		4 系統						33.5 時間	0.0 時間	0.0 時間		3,971.9 時間

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額 ト×ワ以下の額:カ	経常収益の見込額 チ×ワ以上の額:ヨ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カ-ヨ=タ	タのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの タ×ワ=ツ	補助対象経費 ネ	補助対象経費の1/2 ネ×1/2=ナ	国庫補助上限額 ラ	国庫補助金内定申請額(ナ又はラのうちいずれか少ないほうの額) ム
北海道	1	4,146,356円	645,854円	3,500,502円	3,500,502円	3,500 千円	1,750.0 千円		
北海道	2	2,498,525円	389,181円	2,109,344円	2,109,344円	2,109 千円	1,054.5 千円		
北海道	3	1,983,134円	308,902円	1,674,232円	1,674,232円	1,674 千円	837.0 千円		
北海道	4	2,226,073円	346,743円	1,879,330円	1,879,330円	1,879 千円	939.5 千円		
		円	円	円		千円	千円		
合計		10,854,088円	1,690,680円	9,163,408円	9,163,408円	9,162 千円	4,581 千円	3,427 千円	3,427 千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ホ×ワ-ヨ=ウ	損失額から国庫補助額を控除した額 ウ-ム=ノ	ノの負担者とその負担割合											
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的な概要			
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合				
北海道	1	3,989,239円													
北海道	2	2,403,850円													
北海道	3	1,907,988円													
北海道	4	2,141,721円													
		円													
		円													
合計		10,442,798円	7,015,798円	円	%	7,015,798円	100.0%	円	%	円	%				

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6(附則第3条の適用を受ける事業者にあつては別表28)の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節及び第5節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 「補助対象期間の前々年度の保有車両台数」の欄は、事業者が保有する車両数でなく、生活交通確保維持改善計画に記載された運行系統を運行するにあつて必要な車両台数を記載すること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域時間当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「1回当たりサービス提供時間」(リ欄)については、【(1回あたり平均運行時間)+(1日あたり平均待機時間/1日あたり運行回数)】により算出すること。
- 「1回当たりサービス提供時間」、「補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。また、合計の欄については、各申請系統のサービス提供時間の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(ヌ)に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率(ヲ)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画サービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、(ツ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 「補助対象期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- サービス提供時間とは、事業開始時間(運行開始時間)から事業終了時間(運行終了時間)までの間をいい、その間の待機時間、回送時間、予約受付にかかる時間についても含める。なお、サービス提供時間外に行われる予約受付等については、補助対象外とする。
- 待機時間とは、サービス提供時間のうち、実運行しなかった時間をいう。但し、休憩時間及びその他事業に従事している時間は含めない。
- 回送時間について、乗客が降車した後、帰庫する際の回送運行は実運行時間として差し支えない。なお、回送運行中(帰庫途中)に乗用事業による配車指示があり乗用事業の運行を行った場合は、当該回送運行は実運行時間とは認められない。
- 複数系統を運行する車両(1台で3系統運行等)の待機時間については、明確に待機時間を算出することは困難である場合は、原則として、系統毎の計画サービス提供時間(ワ欄)を系統数の合計値で除す若しくは系統毎の運行回数に応じた算出方法により算出されたい。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市町村名	今金町
------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	6,186
交通不便地域	6,186

交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法
6,186	今金町全域	過疎地域自立促進特別措置法

国庫補助上限額の算定

対象人口	算定式	国庫補助上限額
6,186	$6186人 \times 150 \times 1 + 250万円 = 3427千円$	3,427 千円

(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する事業年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。  
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域（過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。）、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口及び実施要領（2.（1）⑫）に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3.に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2) 添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図（ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可）

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に  
掲げる協議が整っていることの証明書 (案)

平成28年 6月 9日に開催された今金町地域公共交通会議において、下記事項に関し、協議が整ったことを証明する。

記

1. 協議が整っている路線又は営業区域  
今金町八束・白石、金原・豊田、日進及び田代・稲穂地域から町内中心部主要施設
2. 協議が整っている運行系統又は運送の区間  
今金町八束・白石、金原・豊田、日進及び田代・稲穂地域に居住する地域住民
3. 協議が整っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法  
運行エリア内片道200円、現金による支払いに限る
4. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件  
平成28年10月1日から

平成28年 6月 9日

今金町地域公共交通確保維持改善協議会

主宰者 会長 外崎 秀人 ㊞

# 今金行便

## 田代・稲穂地区

「予約バス」が始まります。(案)

予約先 東ハイヤー  
82-0166

**運行開始：平成28年10月1日～**

今金行1便（予約バス）

有料200円 月～土（祝日は運休）

（前の日の夕方5時までか、当日の朝7時30分までに電話で予約が必要です）



※①～⑧までの停車場所は目安で設定しております。予約の際は必ず、住所氏名をお伝えください。

町内最寄の施設  
国保病院・役場・Aコープ・あったからんど など

ハスターミナル  
9:00

今金行2便（予約バス）

有料200円 月～土（祝日は運休）

（前の日の夕方5時までか、当日の朝8時30分までに電話で予約が必要です）



※①～⑧までの停車場所は目安で設定しております。予約の際は必ず、住所氏名をお伝えください。

町内最寄の施設  
国保病院・役場・Aコープ・あったからんど など

ハスターミナル  
10:10



# 「予約バス」田代・稲穂地区時刻表(案)

**運行開始:平成28年10月1日~**

## 田代・稲穂帰便

### 町内最寄り施設

国保病院・役場・としべ  
つ・郵便局・銀行・あつ  
たからんど・Aコープ  
など

予約があった最寄り施設  
に迎えに行きます。

今金バスターミナル	運行日	料金
帰り1便	月~土 (祝日は運休)	有料200円
帰り2便	土曜日のみ	有料200円
帰り3便	土曜日のみ	有料200円
帰り4便	月~土 (祝日は運休)	有料200円
帰り5便	月~土 (祝日は運休)	有料200円

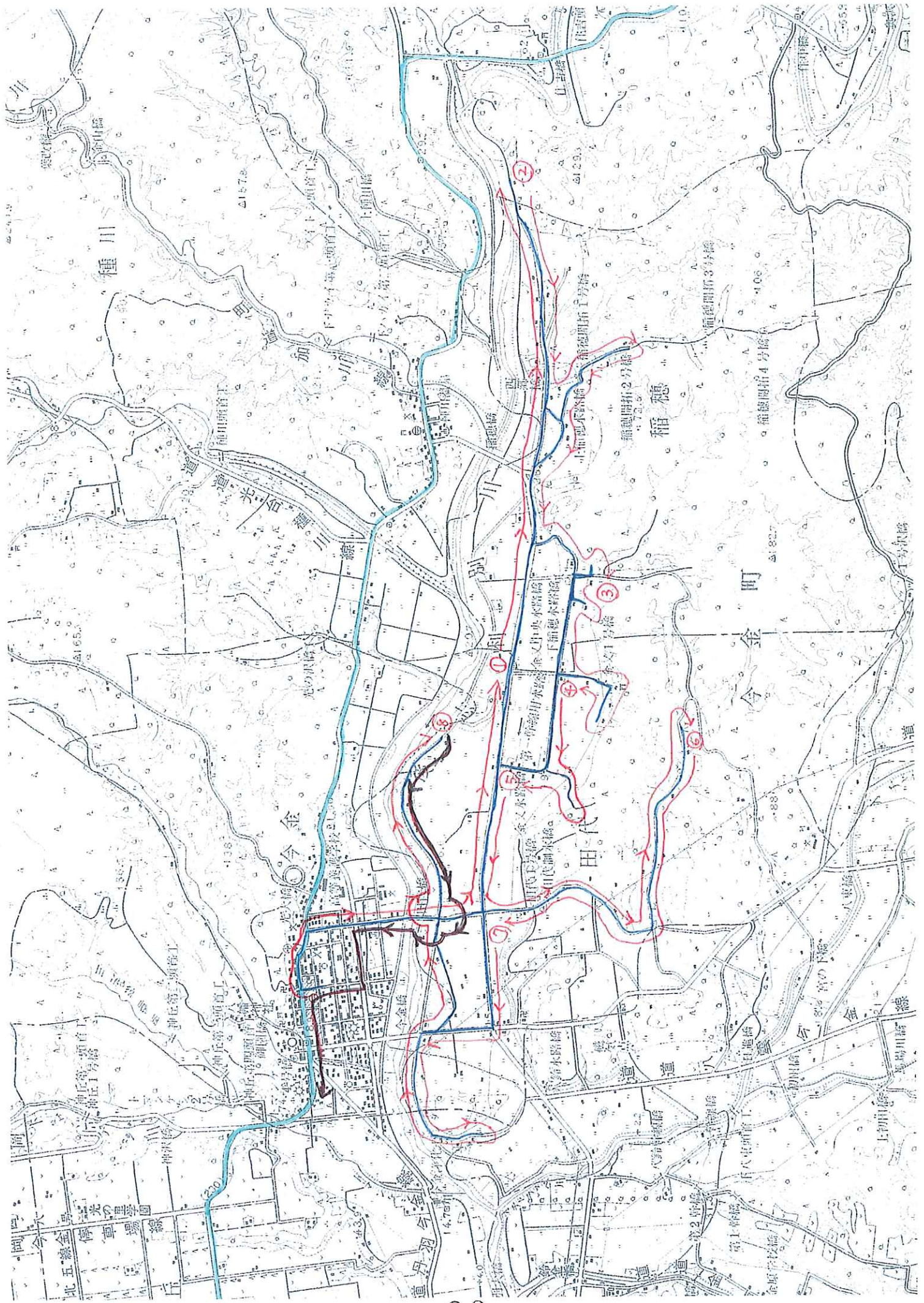
予約者の自宅  
近く停留所へ

### 予約バス利用の流れ



※帰り2便と3便は、土曜日のみ運行します。

予約先 東ハイヤー 82-0166



平成27年度 デマンドバス利用者数(延べ人数)

■八東・白石地区

	行き1便 7:20 スクール	行き2便 8:05	行き3便 9:05	行き合計	行き スクール 除く合計	帰り1便 13:00	帰り2便 14:40 上:スクール 下:デマンド	帰り3便 15:50 上:スクール 下:デマンド	帰り4便 16:50	帰り5便 19:15	帰り合計	帰り スクール 除く合計	行・帰 合計	行・帰 スクール 除く合計
H27.4月	12	33	106	151	139	124	0 0	0 0	27	0	151	151	302	290
H27.5月	10	28	86	124	114	108	1 0	0 0	10	0	119	118	243	232
H27.6月	22	29	101	152	130	120	0 0	0 0	20	0	140	140	292	270
H28.7月	9	18	92	119	110	114	0 0	0 0	12	0	126	126	245	236
H28.8月	8	26	88	122	114	103	0 0	0 0	18	0	121	121	243	235
H27.9月	29	21	82	132	103	91	4 0	0 0	13	1	109	105	241	208
H27.10月	12	27	79	118	106	101	1 0	0 0	3	0	105	104	223	210
H27.11月	11	31	83	125	114	108	0 0	0 0	15	0	123	123	248	237
H27.12月	9	33	101	143	134	116	0 0	0 0	12	1	129	129	272	263
H28.1月	0	25	82	107	107	76	0 2	1 6	13	0	98	97	205	204
H28.2月	0	23	97	120	120	98	0 0	1 0	16	1	116	115	236	235
H28.3月	3	39	74	116	113	103	0 0	0 0	14	0	117	117	233	230
合計	125	333	1071	1529	1404	1262	6 2	2 6	173	3	1454	1446	2983	2850

■金原・豊田地区

	行き1便 7:05 スクール	行き2便 8:10	行き3便 9:05	行き合計	行き スクール 除く合計	帰り1便 13:00	帰り2便 14:40 上:スクール 下:デマンド	帰り3便 15:50 上:スクール 下:デマンド	帰り4便 16:50	帰り5便 19:15	帰り合計	帰り スクール 除く合計	行・帰 合計	行・帰 スクール 除く合計
H27.10月	0	14	5	19	19	18	0 0	0 0	1	0	19	19	38	38
H27.11月	0	13	15	28	28	25	0 0	1 0	3	0	29	28	57	56
H27.12月	0	21	29	50	50	34	0 0	2 0	13	0	49	47	99	97
H28.1月	0	10	23	33	33	22	0 0	0 1	7	0	30	30	63	63
H28.2月	0	15	26	41	41	26	0 0	0 0	7	0	33	33	74	74
H28.3月	0	15	19	34	34	24	0 0	0 0	7	1	32	32	66	66
合計	0	88	117	205	205	149	0 0	3 1	38	1	192	189	397	394

■日進地区

	行き1便 7:15 スクール	行き2便 8:40	行き3便 9:35	行き合計	行き スクール 除く合計	帰り1便 13:00	帰り2便 14:50 上:スクール 下:デマンド	帰り3便 15:50 上:スクール 下:デマンド	帰り4便 16:50	帰り5便 19:15	帰り合計	帰り スクール 除く合計	行・帰 合計	行・帰 スクール 除く合計
H27.10月	17	3	0	20	3	4	0 0	0 0	0	0	4	4	24	7
H27.11月	18	1	1	20	2	3	0 0	0 0	0	0	3	3	23	5
H27.12月	16	1	6	23	7	6	0 0	0 0	0	0	6	6	29	13
H28.1月	4	1	0	5	1	1	0 0	0 0	0	0	1	1	6	2
H28.2月	19	1	0	20	1	2	0 0	0 0	0	0	2	2	22	3
H28.3月	8	1	1	10	2	3	0 0	0 0	0	0	3	3	13	5
合計	82	8	8	98	16	19	0 0	0 0	0	0	19	19	117	35

平成28年度 デマンドバス利用者数(延べ人数)

■八東・白石地区

	行き1便 7:20 スクール	行き2便 8:05	行き3便 9:05	行き合計	行き スクール 除く合計	帰り1便 13:00	帰り2便 14:40 上:スクール 下:デマンド	帰り3便 15:50 上:スクール 下:デマンド	帰り4便 16:50	帰り5便 19:15	帰り合計	帰り スクール 除く合計	行・帰 合計	行・帰 スクール 除く合計
H28.4月	11	31	75	117	106	98	0 0	0 4	7	0	109	109	226	215
H28.5月	13	23	79	115	102	101	0 0	0 0	10	0	111	111	226	213
合計	24	54	154	232	208	199	0 0	0 4	17	0	220	220	452	428

■金原・豊田地区

	行き1便 7:05 スクール	行き2便 8:10	行き3便 9:05	行き合計	行き スクール 除く合計	帰り1便 13:00	帰り2便 14:40 上:スクール 下:デマンド	帰り3便 15:50 上:スクール 下:デマンド	帰り4便 16:50	帰り5便 19:15	帰り合計	帰り スクール 除く合計	行・帰 合計	行・帰 スクール 除く合計
H28.4月	0	16	16	32	32	27	0 0	0 0	3	1	31	31	63	63
H28.5月	0	20	12	32	32	22	0 0	0 0	5	0	27	27	59	59
合計	0	36	28	64	64	49	0 0	0 0	8	1	58	58	122	122

■日進地区

	行き1便 7:15 スクール	行き2便 8:40	行き3便 9:35	行き合計	行き スクール 除く合計	帰り1便 13:00	帰り2便 14:50 上:スクール 下:デマンド	帰り3便 15:50 上:スクール 下:デマンド	帰り4便 16:50	帰り5便 19:15	帰り合計	帰り スクール 除く合計	行・帰 合計	行・帰 スクール 除く合計
H28.4月	14	1	2	17	3	4	0 1	0 0	0	0	5	5	22	8
H28.5月	18	3	0	21	3	3	0 0	0 0	0	0	3	3	24	6
合計	32	4	2	38	6	7	0 1	0 0	0	0	8	8	46	14

## 今後のスケジュール（案）について

4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今金町高齢者交通料金助成事業対象者への案内通知等開始</li> </ul>
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>第1回今金町地域公共交通確保維持改善協議会 開催</b></li> <li>・ フィーダー系統確保維持計画、生活交通改善事業計画申請（協議会から国へ申請）</li> </ul>
7月 ～ 8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 庁舎内ワーキング開催（年間を通し適宜）</li> </ul>
9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 田代・稲穂地区本運行開始に伴う住民周知</li> <li>・ 帰り5便（19：15）を全エリア1台で運行することの住民周知</li> </ul>
10月 ～ 11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>田代・稲穂地区本格運行スタート</b></li> <li>・ 「八束・白石」「金原・豊田」「日進」地区国庫補助申請及び事業評価</li> </ul>
12月 ～ 1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>第2回今金町地域公共交通確保維持改善協議会 開催</b></li> <li>・ フィーダー計画及びUDタクシー導入についての事業評価実施</li> </ul>
2月	
3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>第3回今金町地域公共交通確保維持改善協議会 開催</b></li> <li>・ 次年度申請に向けた具体的な地域交通の運用計画</li> </ul>